

石綿健康被害救済法改正

一 特別遺族弔慰金等に関する改正（環境省関係）

請求期限の延長

施行前死亡者の場合

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に起因して施行日前に死亡した者の遺族の請求期限を、施行日から 16 年を経過したときとすること。（第 22 条第 2 項関係） 現行法は「施行日から 6 年」

未申請死亡者の場合

日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、当該指定疾病に關し認定の申請をしないで当該指定疾病に起因して施行日以後に死亡した者の遺族の請求期限を、当該未申請死亡者の死亡の時から 15 年を経過したときとすること。（第 22 条第 2 項関係） 現行法は「当該未申請死亡者の死亡の時から 5 年」

二 特別遺族給付金に関する改正（厚生労働省関係）

1 支給対象の拡大

石綿にさらされる業務に従事することにより指定疾病等にかかり、これにより施行日（平成 18 年 3 月 27 日）から 10 年を経過する日（平成 28 年 3 月 27 日）の前日まで（*）に死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅したものに対しても、特別遺族給付金を支給すること。（第 2 条第 2 項関係） 現行法は「施行日の前日まで」に死亡

（*） 1 のうち、平成 18 年 3 月 27 日から改正法施行日の前日の 5 年前までの間に死亡した労働者等に係る特別遺族給付金（=平成 23 年 3 月 27 日から改正法施行日までの間に労災の時効が完成した場合）については、労災の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した時から遡及して支給するものとする。

2 請求期限の延長

特別遺族給付金の請求期限を、施行日から 16 年を経過したときとすること。（第 59 条第 5 項関係）

現行法は「施行日から 6 年」

三 5 年以内の見直し

政府は、5 年以内に、改正後の石綿健康被害救済法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。（附則関係）